

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～ 平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更等について ～

平成20年4月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方のうち、保険料を年金から支払われている方で、本年4月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

● 年間保険料の計算方法（平成21年度）

☆保険料率は、平成20年度と変わりません。（軽減措置の一部を除く。）

均 等 割 【1人当たりの額】 43,143円	+	所 得 割 【本人の所得※1に応じた額】 （平成20年の所得－33万円）×9.63%	=	1年間の保険料 （限度額50万円）
--------------------------------------	---	---	---	-----------------------------

注) 1年間の保険料について

*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入 → 1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月)＝長寿医療制度の保険料

*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは

前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

● 保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。

均等割が8.5割軽減に該当する方	➡	<table border="1"> <tr><th colspan="2">変 更 前</th></tr> <tr><td>7割軽減</td><td>軽減後保険料</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">12,942円</td></tr> </table>	変 更 前		7割軽減	軽減後保険料	12,942円		➡	<table border="1"> <tr><th colspan="2">変 更 後</th></tr> <tr><td>8.5割軽減</td><td>軽減後保険料</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">6,300円</td></tr> </table>	変 更 後		8.5割軽減	軽減後保険料	6,300円	
変 更 前																
7割軽減	軽減後保険料															
12,942円																
変 更 後																
8.5割軽減	軽減後保険料															
6,300円																
加入者と世帯主の軽減判定の所得の合計額が33万円以下の方																

※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の該当となります。

※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

《 保険料の軽減について 》

①均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円 (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	➡	8.5割軽減該当
-----------------	---	---------------------	---	-----------------	---	-------------------	---	----------

特別控除額 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

(次ページへ続く)

《 保険料の軽減について 》 (前ページから続く)

②所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 → 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減に該当)

* 所得割 → 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円(年間保険料のうち所得割額分)

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。

被用者保険の被扶養者 であった方の保険料	平成20年度保険料	平成21年度保険料
	2,100円	4,300円

※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わります。

被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。
市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

● 保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合がありますので、詳しくは、日高町保健福祉課介護・保険医療グループへお問い合わせください。

● 新しい保険料(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいています保険証(被保険者証)は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。

7月中にお手元へ新しい保険証(被保険者証)をお送りしますので、お手元へ届きましたら、そちらをご使用ください。

なお、市町村職員等を装い、保険証(被保険者証)を詐取するといった事案が発生しておりますので、十分ご注意ください。ご不審な点があった場合には、日高町保健福祉課介護・保険医療グループへお問い合わせください。

● 健康診断を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。

自分の健康状態を知り生活習慣を見直すために自覚症状がなくても、年1回の健康診査をすすんで受けて健康管理に努めましょう。

<h2>お問い合わせ先</h2>	
<h3>北海道後期高齢者医療広域連合</h3> <p>住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601</p>	<h3>日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ</h3> <p>電話 01456-2-5131</p>

保険料は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)を支える大切な財源です。
納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願い致します。